

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

阪南市長 水野 謙



新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書について(回答)

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度、貴団体よりご要望いただきました標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【緊急要望事項】

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者への傷病手当金給付の条例化を急ぐとともに、対象を被用者以外にも広げ、内容を住民に周知し、手続きも簡易にし感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

< 回答 >

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした阪南市国民健康保険の被保険者を対象とした傷病手当金制度につきましては、国・府からの通知に基づき創設に向けた取組を進めています。

制度周知は、本市ウェブサイトや保険料決定通知書に案内文書を同封する予定です。また、対象となる被保険者からの申請受付につきましては、感染防止に配慮した対応を行う予定です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対しての保険料減免を直ちに行えるように条例整備をするとともに、納付書発送時に周知し申請書も同封し、感染防止のため窓口に行かなくてもできるようにすること。

< 回答 >

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した阪南市国民健康保険の被保険者に対する保険料減免につきましては、国・府からの通知に基づき実施に向けた取組を進めています。

制度周知は、本市ウェブサイトや保険料決定通知書に案内文書を同封する予定です。また、対象となる被保険者からの申請受付につきましては、感染防止に配慮した対応を行う予定です。

- ③ 納付困難な保険料については納付の猶予・換価の猶予を周知し、滞納処分の停止を行うこと。

< 回答 >

納付困難な保険料に対する納付の猶予は、本市ウェブサイトにより周知しています。また、滞納処分の停止については、関係法令に基づき実施しています。

④ 違法な滞納処分は直ちに中止し、財産を奪い生活を困窮させる事態を作らないこと。

< 回答 >

滞納処分については、保険料負担の公平性を確保する上で必要であることから、関係法令に基づき適正に実施しています。

⑤ ②の保険料減免の対象者は一部負担金減免も同時に使えるようにすると同時に、周知徹底し、手続きも簡易にし窓口に行かなくても申請できるようにすること。

< 回答 >

新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難となった一部負担金に対する減免については、今後の国・府からの通知等に基づき検討していきます。

以上